



鳥取県公報

令和3年9月3日(金)
第9330号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出(465) (福祉監査指導課) 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の認定(466) (緑豊かな自然課) 2
	県統計調査の実施(467) (企業支援課) 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出(468) (〃) 3
	種畜証明書の交付(469) (畜産課) 4
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令(470) (中部総合事務所農林局) 4
	開発行為に関する工事の完了(471) (西部総合事務所環境建築局) 4

告 示

鳥取県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
有限会社こやま薬局	鳥取市美萩野一丁目49	有限会社こやま薬局なべや薬局パークサイド店	米子市西町86-3	居宅療養管理指導	令和3年7月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
有限会社こやま薬局	鳥取市美萩野一丁目49	有限会社こやま薬局なべや薬局パークサイド店	米子市西町86-3	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月1日

鳥取県告示第466号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加、事業管理責任者の変更	令和3年8月19日

鳥取県告示第467号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

地域における企業の事業継続に関するアンケート調査

2 調査の目的

県内全事業者を対象に事業承継に関するアンケート調査を実施し、事業承継支援機関を周知して支援につなげるとともに、事業者の実態を把握し、働きかけ対象や推進体制など戦略的な事業承継推進に向けての方策検

討の資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

鳥取県に所在する中小企業者（日本標準産業分類に掲げる大分類項目A（農業、林業）又は大分類項目B（漁業）に属するものを除く。）

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア 事業の状況
- イ 事業継続の見通し
- ウ 事業の引継ぎに関する意向
- エ 事業の後継者に関する状況

(2) その基準となる期日

調査票記入日現在

5 報告を求める者

調査対象の範囲に属する全中小企業者

6 報告を求めるために用いる方法

報告者に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により調査票を回収する方法

7 報告を求める期間

令和3年9月中旬から同年10月8日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第468号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアウェルネス八屋店 倉吉市八屋195-1

2 承継された店舗面積

1,202平方メートル

3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13-1

4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

5 承継があった年月日

令和3年8月1日

6 届出年月日

令和3年8月19日

7 縦覧に供する書類

承継届出書

8 縦覧に供する期間

令和3年9月3日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市生活産業部商工観光課

鳥取県告示第469号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和3年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11510442 755	令樹	黒毛和種	令和元年 5月15日	鳥取県 鳥取市	福増	もとはなてる	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試験場
11613816 880	福美	〃	令和元年 12月15日	鳥取県 倉吉市	福之姫	みどりのこ1	〃	〃

鳥取県告示第470号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年9月3日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡北栄町の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和3年10月1日から令和4年3月20日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、中部総合事務所農林局及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第471号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告

示する。

令和3年9月3日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和3年8月6日 鳥取県指令第202100112302号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字岡下

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町2851-2

築谷 英佑